

～ 基本編 ～

# 1. 友愛活動のあゆみ

## 1 老人クラブ誕生とともに取り組まれてきた活動

友愛活動は、老人クラブの誕生とともに取り組まれてきた活動です。寝たきりや一人暮らしの高齢者に対する「愛のひと声運動」や「安否確認」「友愛訪問」、老人ホーム等への「施設訪問活動」を中心に、多年にわたり広く取り組まれてきました。

## 2 全国運動として推進

昭和40年代に入り、寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者の孤独死が社会問題となり、老人クラブにおいても県段階での組織的な友愛活動が各地で始まりました。その後、昭和55年から全国運動「健康をすすめる運動」の実践課題のひとつとして提唱、昭和61年からは全国三大運動として「健康をすすめる運動」「社会奉仕の日・一斉奉仕活動」と並んで重点的に推進されるようになりました。

## 3 在宅での生活を支える友愛活動

組織的な活動展開とともに、訪問を重ねるうちにちょっとした家事を手伝ったり、通院に付き添ったりということが自然に行われるようになりました。平成の時代に入り、国においても在宅介護に力を入れ始めました。

このような動きの中で、全老連創立30周年記念全国運動として、平成4年度から「在宅福祉を支える友愛活動」に取り組みました。

内容は、従来から行われている訪問活動を一步すすめて、援助を必要とする人に「家事援助」「日常生活援助」「外出援助」「話し相手」等を積極的に推進することにしました。

## 4 広がるサロン活動、暮らしの支え合い

平成12年度に介護保険制度が始まり、制度として在宅での生活を支える仕組みが始まった頃、活動内容を「話し相手」を基本に取り組むことにしました。

近年では、訪問活動に加え、サロン活動に取り組むクラブも増えてきています。また、高齢者同士が生活の困りごとを支える暮らしの支え合い活動も少しずつ広がりをみせています。

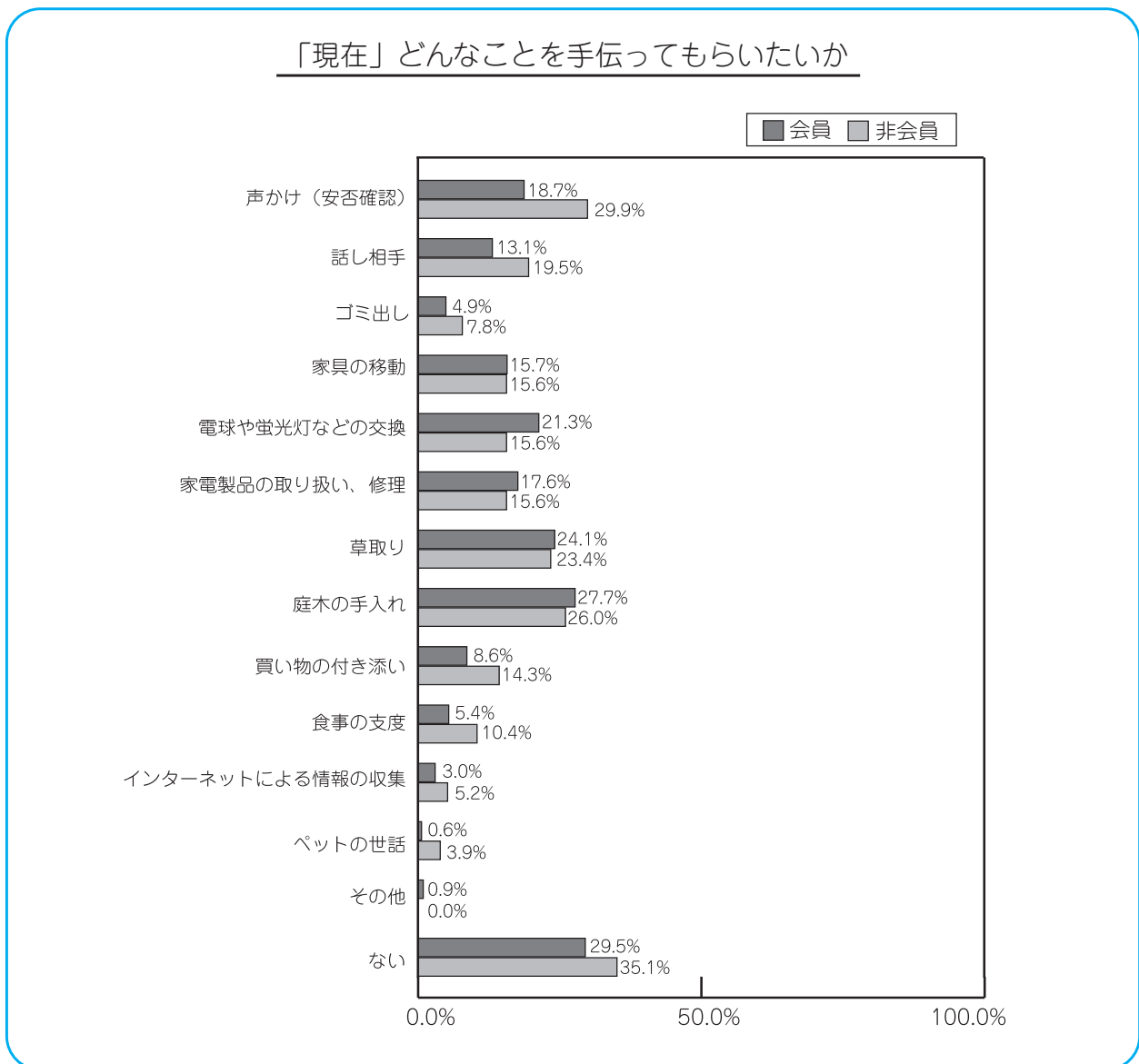
## 2. 友愛活動を見直すこととなった経緯

### 1 生活モニター調査「高齢者の暮らし支え合い」からみえた 島根県における特徴①

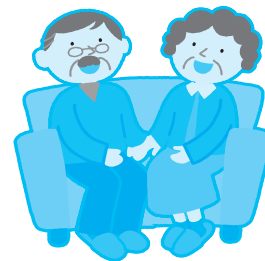
老人クラブの会員でありながら、声かけ（安否確認）への要望（不安）が18%、話し相手については13%、その他生活の中における困りごとそれぞれ20%を超えていることが分かりました。

また、非会員については特に声かけや話し相手についての要望（不安）の割合が会員よりも高い（30%）ことが分かりました。

(図1)



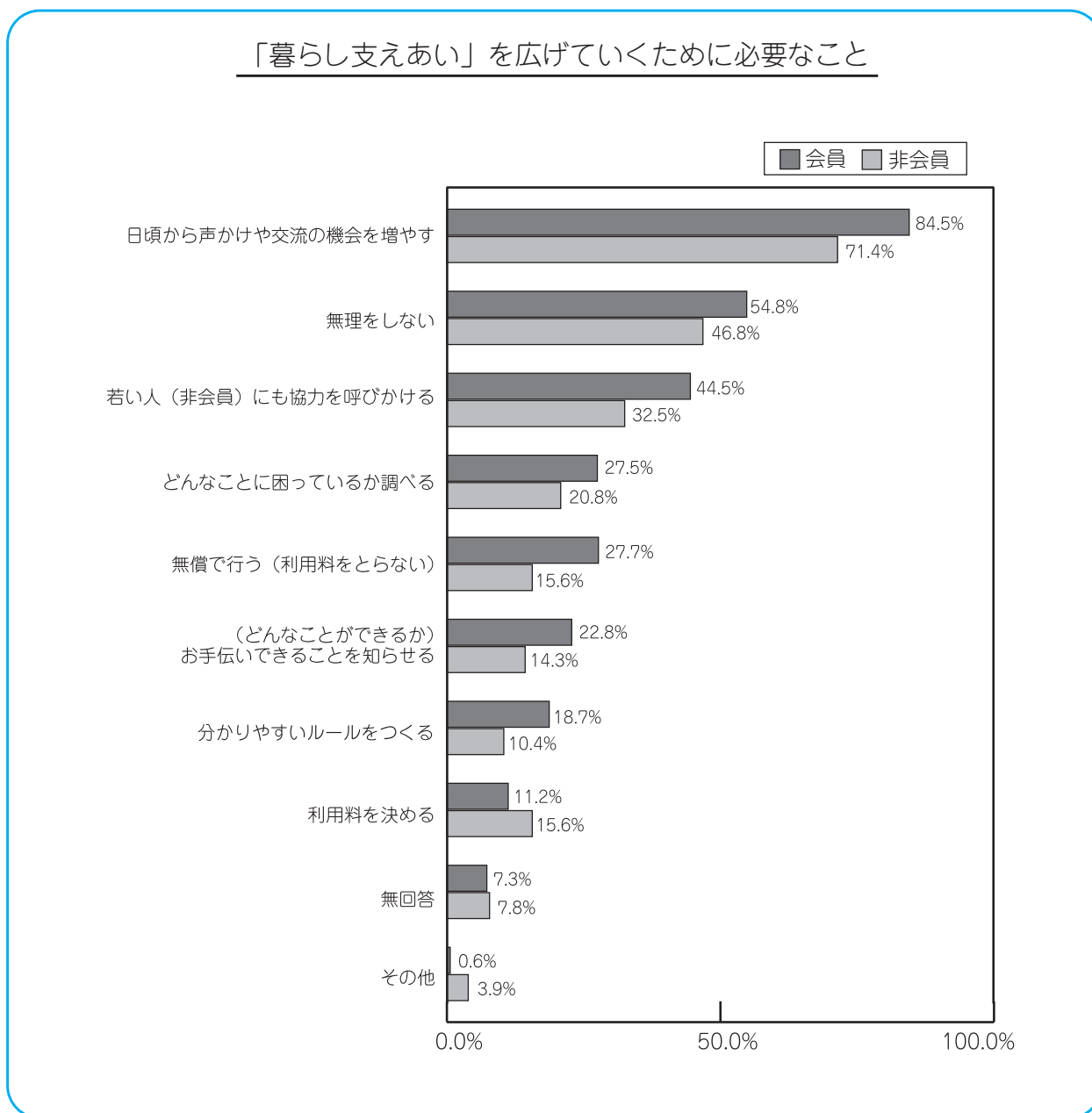
※老人クラブ生活モニター活動（H23.8月実施） 高齢者の「暮らし支え合い」について集計結果より



## 2 生活モニター調査「高齢者の暮らし支え合い」からみえた 島根県における特徴②

「暮らし支え合い」を広げていくためには、「日頃からの声かけや交流の機会を増やすことが必要」という方が、会員・非会員問わず、多いことが分かりました。

(図2)



※老人クラブ生活モニター活動（H23.8月実施） 高齢者の「暮らし支え合い」について集計結果より

## 疑問

老人クラブの全国三大運動のひとつである「友愛活動」の主要な取り組みとして定着されてきたはずの「声かけ」「話し相手」を必要としている人が多くいるのはなぜでしょうか。



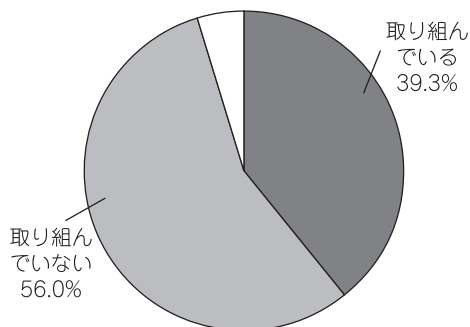
そこで、県老連では県内老人クラブの「友愛活動」の取り組み状況を把握するため、県内全単位クラブに対し、平成24年3月にアンケート調査を実施しました。

### 3 老人クラブ「友愛活動」アンケート集計結果（概要）

#### ■回収状況

送付数	1,200クラブ（H23.10.1現在の県内全単位クラブ）
回収数	798クラブ
回収率	66.5%

#### （1）友愛活動の取り組み状況



#### ◆自由記述◆

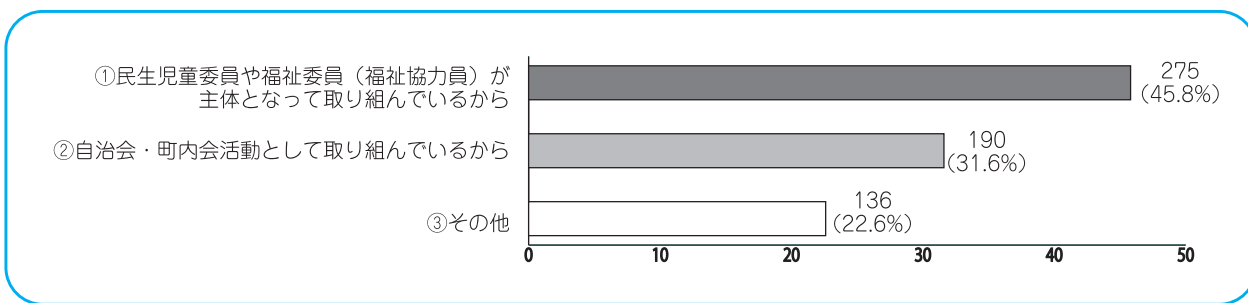
- ・「友愛活動」の意識が低い
- ・「友愛活動」という活動があると認識していなかった
- ・特に「友愛活動」として取り組まなくても日頃から交流がある

#### 課題①

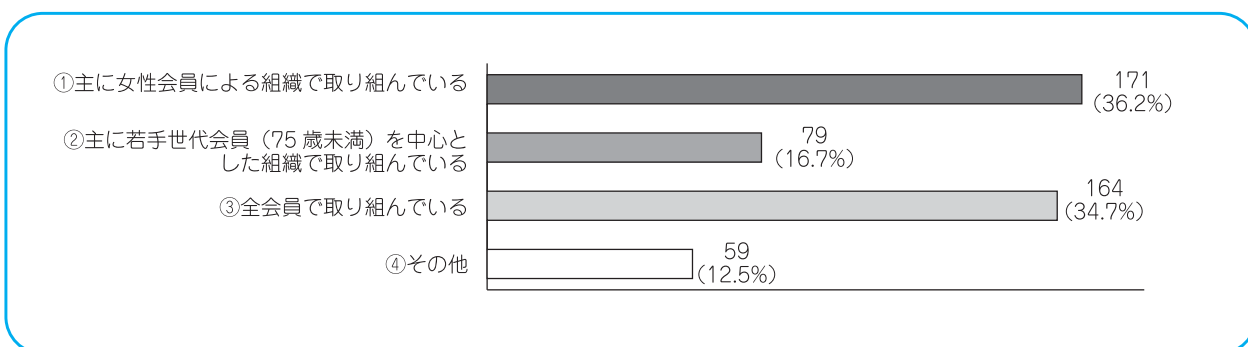
県内老人クラブにおける、定着した活動となっていない。

⇒活動の意義や重要性について改めて認識を深める必要がある。

## (2) 友愛活動に取り組んでいない理由



## (3) 友愛活動に取り組んでいるクラブにおける活動の担い手

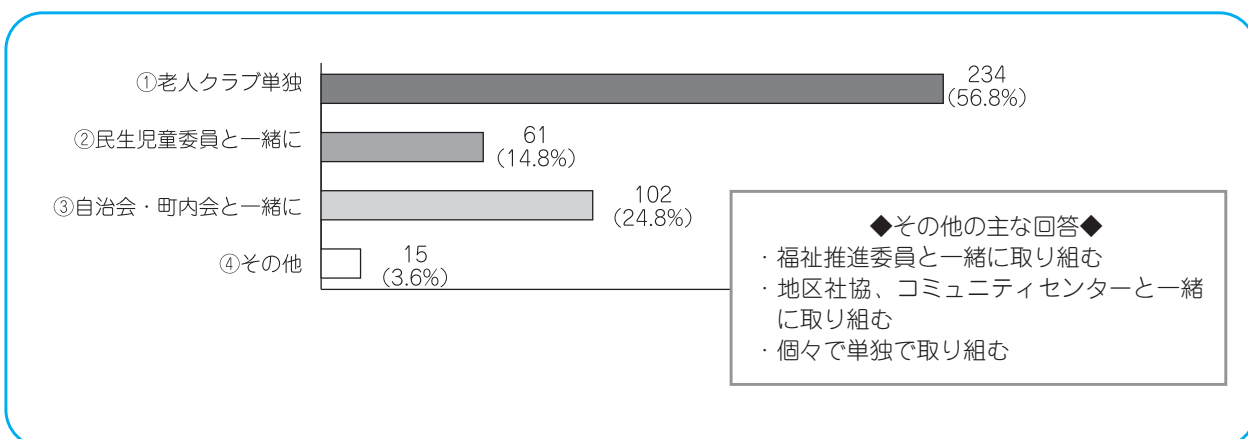


### 課題②

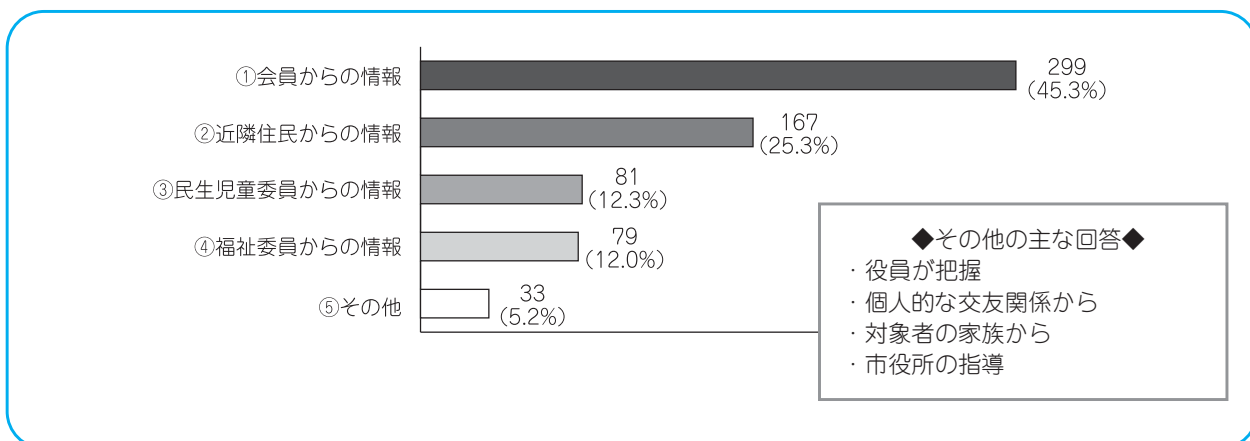
組織的に取り組む（全会員で取り組む）活動とはなっていない。

⇒一部の会員による活動でなく、組織的にすすめていく必要がある。

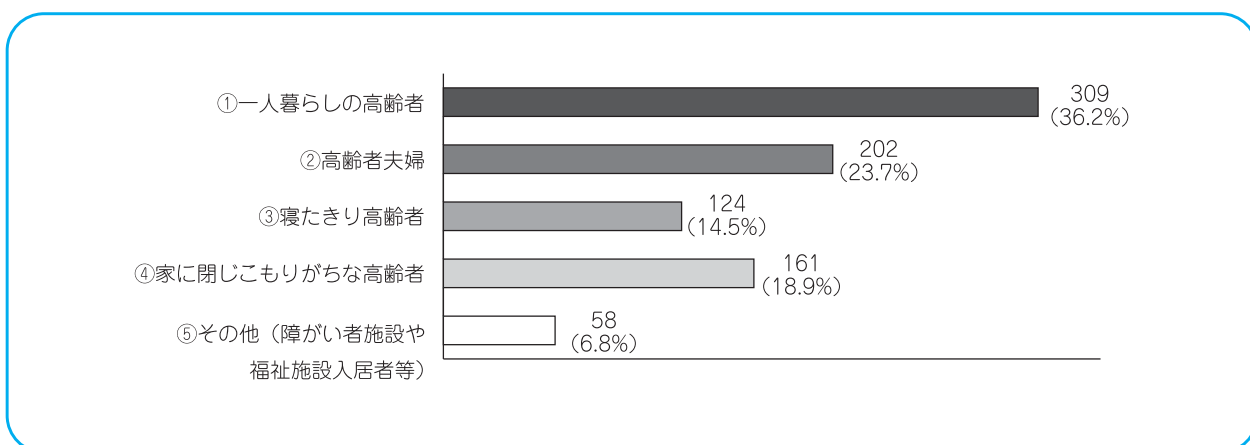
## (4) 友愛活動の実施形態



### (5) 友愛活動の対象者の把握方法



### (6) 対象者の区分



#### 課題③

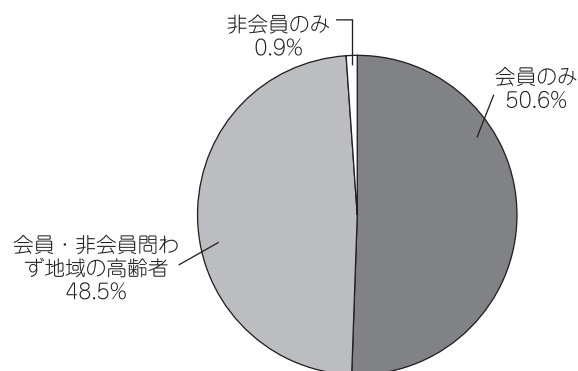
多くは、クラブ単独（独自）で活動している。

#### 課題④

対象者は「一人暮らし高齢者」や「高齢者夫婦世帯」など比較的元気な高齢者に偏っている。

⇒地域のすべての高齢者をくまなく対象にしていくためには、他の団体等との役割分担も含め、地域にある他の団体等と連携した活動にしていく必要がある。

(7) 対象者の属性

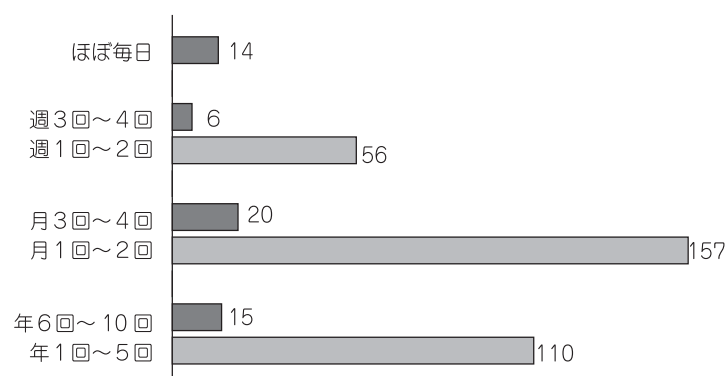


課題⑤

老人クラブで行う友愛活動は、その対象を会員に限定しているところが約半数となっている。

⇒地域の「共助」を担う団体として、会員・非会員を問わず、活動を展開していくことが求められている。

(8) 友愛活動の頻度



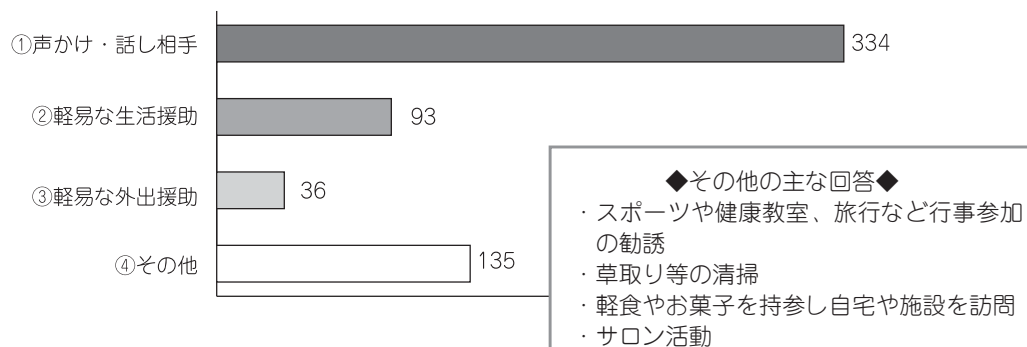
課題⑥

友愛活動が日常的な取り組みとなっていない。

⇒同じ地域に住む住民同士の、日頃の“声かけ・訪問” “日常的な暮らしの支え合い” 等も「友愛活動」であることへの理解・認識を深める必要がある。



## (9) 友愛活動の内容



## 3. 島根における友愛活動の整理

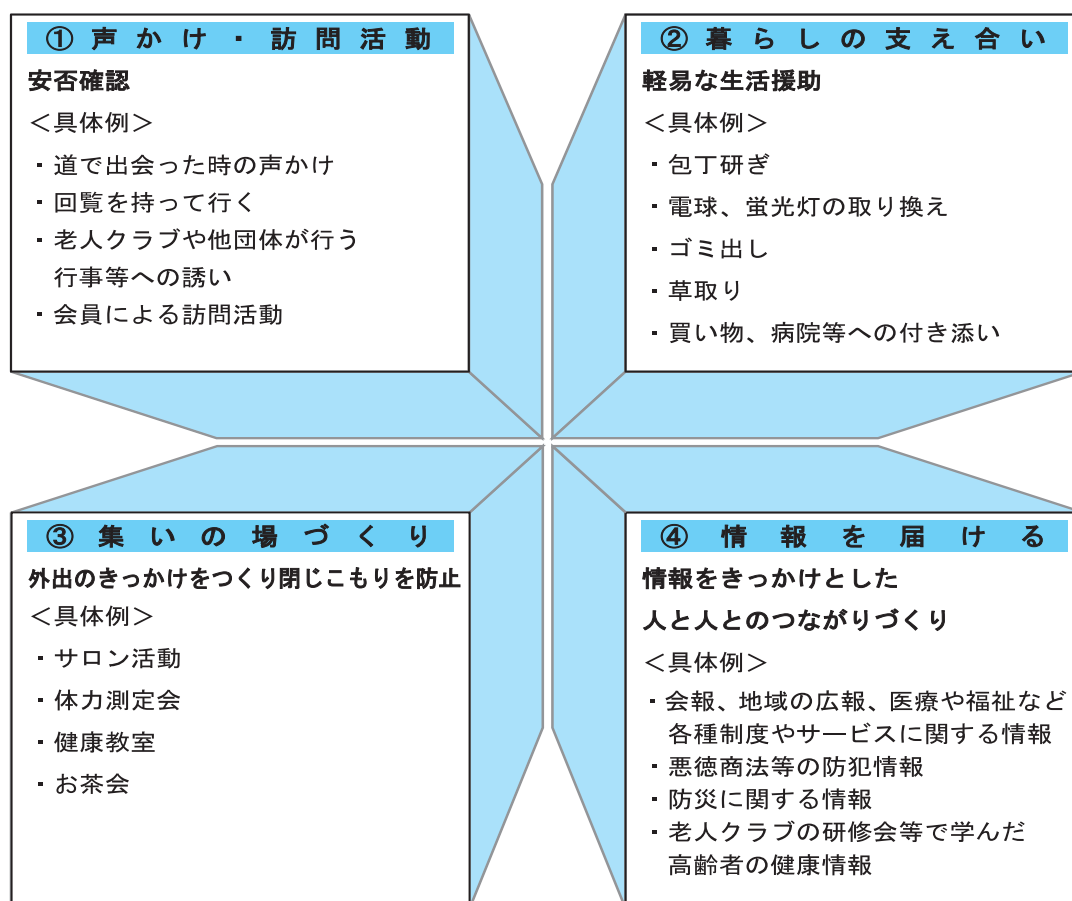
### 1 活動の取り組み方針

全会員が「友愛活動」の目的や意義、具体的内容を認識し、会員・非会員問わず、地域の高齢者を対象とし、全会員で取り組む活動とします

### 2 活動の内容

「友愛活動」は訪問活動だけではありません。皆さんが隣人として普段から何気なく行っている多くのことも「友愛活動」です。

#### 友愛活動4つの柱



### 3 友愛活動を推進することで目指す姿

住み慣れた地域で、高齢者同士が支え合い、安心して暮らせる島根（まち）を目指します。そして、「老人クラブとしての社会的価値」を高めていくことを目標とします。

## 4. 友愛活動スーパーバイザー・リーダーの役割

「友愛活動」を老人クラブ（市町村老連、各単位クラブ）として組織的に実施していく時には、その中核を担う人が必要となります。

### 1 友愛活動スーパーバイザー

「友愛活動スーパーバイザー」は、各市町村老連において「友愛活動」をすすめていく時の「指導者」です。具体的な役割は、次の3つです。

#### (1) 活動の「推進役」

友愛活動の基本的な考え方、推進の方法等を理解し、各市町村老連で友愛活動が積極的に取り組まれるように支援します。

市町村老連で開催する「リーダー研修会」では講師となり、各単位クラブの「友愛活動リーダー」を育成していきましょう。

#### (2) リーダーの「相談役」

「友愛活動リーダー」から活動推進上の相談を受けます。自らの経験を踏まえて相談にのったり、また、他の地区の取り組み等が参考になる場合もあるため、他のスーパーバイザーにアドバイスを求めることもあります。

そのためには「友愛活動スーパーバイザー連絡会議」を開催し、意見交換の場を設けたり、日頃からスーパーバイザー同士の連絡体制をつくっておくことが重要です。

#### (3) 他の団体等との「つなぎ役」

友愛活動を実施していく場合、老人クラブだけで取り組むより、他の団体と一緒に取り組んだり、役割を分担して取り組む方が効果的なことがあります。また、活動の中で老人クラブだけでは解決できない課題がでてくる場合もあります。

スーパーバイザーには関係機関との連絡・調整の役割（つなぎ役）が求められます。「友愛活動推進委員会」に参加して、他の団体・機関との連携体制をつくっておくことが重要です。

### 2 友愛活動リーダー

「友愛活動リーダー」は、各単位クラブにおいて、活動の中心となる人です。

「友愛活動の手引き」をもとに、会員に「友愛活動」について説明していただき、各ステップを参考に、単位クラブで実践をすすめていきましょう。

それぞれのステップの検討にあたっては「手引き」に掲載している様式も、ぜひ活用してください。

また「友愛活動リーダー連絡会議」で各単位クラブの活動について情報交換し、今後の取り組みにいかしていきましょう。

## 5. 友愛活動実践のポイント

初めて友愛活動に取り組む人は、活動に取り組む際の心得として、また、既に取り組んでいる人は、活動の基本として確認しながら取り組みましょう。

### 1 対等の友人として支え合う

活動をする上で、最も大切なのは高齢者同士対等の友人として信頼関係を築くことです。「しあげる」ではなく、「共に生きる仲間として支え合う」、それが友愛活動の基本的な姿勢です。

### 2 無理せず柔軟な活動にする

活動は、本人や家族の要望（ニーズ）に沿ったものか、また、老人クラブ会員が無理なくできる範囲であるかどうか話し合いながら取り組みましょう。

### 3 相手先との信頼関係を大切にす

活動を通じて知り得た情報は、他の人に漏らさないようにしましょう。また、家族と暮らしている人の場合は、活動が家族の精神的負担にならないように配慮するなど、相手先との信頼関係を築いていくよう心がけましょう。

### 4 ひとりで抱え込まず相談する

活動を続けていく中で、対応に困ったり、悩んだりしてしまった時は、仲間やクラブの友愛活動リーダーに相談しましょう。必要に応じて、友愛活動リーダーを通じて、友愛活動スーパーバイザーや専門家の意見を聞き、アドバイスを受けることも良いでしょう。

### 5 緊急時の対応に備える

訪問先の人やサロン活動等に参加した人が倒れてしまった時など、日頃から緊急時の対応について話し合い、確認しておきましょう。



救急車を呼ぶ時は 119 番です



緊急事態が発生したら、落ち着いて対処しましょう。

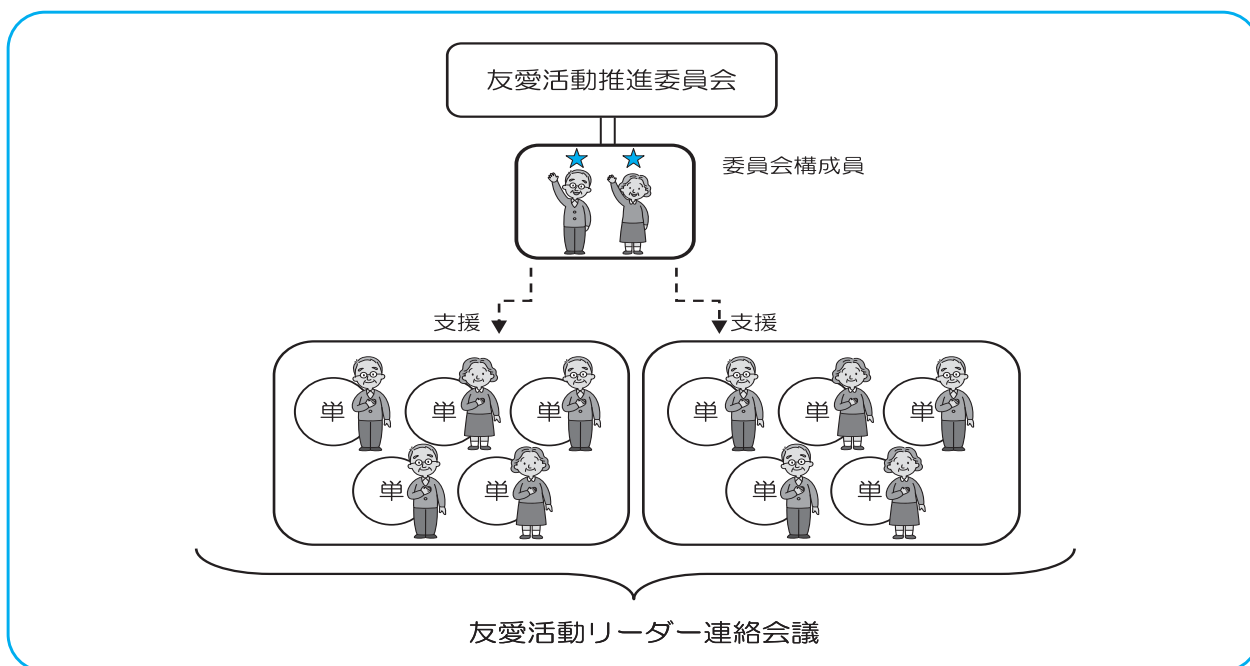
《聞かれること》

- ① 火事か救急か ⇒ 「救急です」
- ② 対象者の住所、目標になる建物など
- ③ いつ、誰が、どこで、どうなったか（症状）
- ④ あなたの名前と電話番号

など



【 パターン②…小規模老連の場合 】



## 1 友愛活動推進委員会の設置

「友愛活動推進委員会」を設置し、友愛活動のすすめ方について話し合きましょう。

### ○ 構成員（例示）

- ・ 友愛活動スーパーバイザー    ・ 若手委員    ・ 女性委員    ・ 単老会長代表
- ・ 自治会代表    ・ 民生児童委員    ・ シルバー人材センター
- ・ 地域包括支援センター    ・ 社会福祉協議会    ・ 行政    等

### ○ 役割

- ・ 「友愛活動リーダー」養成研修会の企画、検討
- ・ 単老の実態把握、情報収集、情報提供
- ・ 友愛活動の広報、啓発
- ・ 地域課題の把握、展開方策の検討

## 2 友愛活動リーダー養成研修会の実施

「友愛活動リーダー」とは、所属の単位クラブ内で友愛活動推進の中心となる人です。1クラブ1友愛活動リーダーを置くこと目指し、研修会を開催しましょう。

## 3 体制が整ってきたら…

同じ活動に取り組む者同士による経験交流や友愛活動に関する学習は、活動を継続していく上で励みになるものです。

友愛活動スーパーバイザー同士、友愛活動リーダー同士で集まり、連絡会議を開催しましょう。

## 7. 話し方・聴き方(傾聴)のコツ

### 1 会話によるふれあいを楽しむ

人と人とのつながりは、まず会話から始まります。高齢者にとっても、同世代の仲間との話は何より楽しいものです。会話によるふれあいを大切にしましょう。

また、高齢者の孤独感は、会話によってある程度解消するものです。会話から、相手の悩みや課題・問題点、新たなニーズが見えてくると思われます。

### 2 相手の話を一生懸命に聴く

人は自分のことを一生懸命聴いてもらうことで気持ちが落ち着きます。

また、聴いてもらうことで考えが整い、自分の持っている問題点の解決の糸口を自ら見出すことができることもよくあります。そして、そのことから生きる力が湧いてくるのです。

その意味からも「聴く」ということ（傾聴）は非常に重要です。「どうしたの？どんなことでも聴くよ」という心構えは援助の大事な基本です。

### 3 聞き上手になるコツ

話をする時は、こちらが一方向的に話すのではなく、できるだけ相手の話を引き出す「聞き上手」に努めましょう。話題が見当たらない場合は、その人の趣味や同世代ならではの若い頃の話などをしてみてくださいもいいかもしれません。

また、耳が遠い人の場合は、本人や家族に聞き取りやすい方の耳を確認した上で、時折こちらの話が伝わっているか確認しながら落ち着いてゆっくり話しをするようにしましょう。

良い話し相手とは、対象者があるがままに受け入れることができる人です。相手の話しを否定したり、「こうしなさい」と指示的な態度をとったりするのではなく、「こうしてみたらどうでしょう」程度にとどめておくことが良いでしょう。

## 8. 個人情報・プライバシーの取り扱い

### 1 友愛活動と個人情報保護法

平成17年に施行された個人情報保護法は、インターネットによる電子商取引の急増などにより、個人情報を悪用する事件が発生するに至ったことから、国民が安心して高度情報通信社会のメリットを享受できるよう、大量の個人情報を扱う業者が適切な情報管理を行うように最小限のルールを定めたものです。

この「大量の個人情報を扱う業者」とは、「事業目的で個人情報を収集している企業・個人・商店などで5,000人以上の整理された個人情報を扱う事業所」を指します。

したがって、基本的には単位クラブのエリア内で行う友愛活動で取り扱う個人情報が5,000人以上になるということは考えにくいことから、老人クラブは個人情報保護法の適用は受けないこととなります。



☆個人情報保護法で規定する「個人情報」とは…

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述などにより、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

### 2 個人情報やプライバシーへの配慮は信頼関係構築の基本

前述のとおり、老人クラブは、個人情報保護法の適用外になるとはいえ、友愛活動を行うにあたって個人情報やプライバシー（本人や家族の私生活に関すること）を取り扱うことには変わりありません。

友愛活動は、相手との信頼関係が前提となるため、個人的なことを根ほり葉ほり聞いたりしないこと、勝手に他の人に漏らさないことが重要です。